十九　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）第二十六条第一項第二号及び第二項第二号

二十　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）第二条第二号

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第四条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六第一項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八条の八第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号」に改める。

第十八条の二十五第一号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第十八条の二十六第一項第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第四号中「障害者自立支援法第七十六条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項」に、「障害者自立支援法第五条第二十二項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十五条の十七第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十五条の二十六の六第二項第二号中「障害者自立支援法第八十九条の二」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三」に、「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第五条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「障害者自立支援法第五条第二十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第二号中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第七条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第三号、第二十七条の十二第三号並びに第二十七条の十五第一項第二号及び第二項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第一号の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第五号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第九条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第四号、第八十三条の三第二号、第九十八条第四号並びに第百十三条の二第二号及び第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第百七十条第一項及び第二項第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第九号中「障害者自立支援法第二十九条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正）

第十条　障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第十二号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第四十九条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第百三十二条第一項中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第七条第一項第一号中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条第二項第二号」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準